

石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（案）について（概要）

1 制定の趣旨

- 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項において、事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、石綿等の使用の有無について事前に調査しなければならないこととしており、当該調査により石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、同条第2項の規定に基づき、分析により調査することとしている。
- 今般、厚生労働省における「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、当該分析による調査（以下「分析調査」という。）について、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に行わせなければならないこととする石綿則の改正を行うことを予定しており、当該者の要件を定める告示を制定する。

2 告示の内容

- 分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者について、以下の者とするものとする。
 - ・ 以下①から③までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者
 - ①分析の意義及び関係法令
 - ②鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識
 - ③分析方法の原理と分析機器の取扱方法
 - ・ 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

3 根拠法令

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（仮称）による改正後の石綿則第3条第6項

4 告示日等

告示日：令和2年7月上旬（予定）
施行期日：令和5年10月1日（予定）